

令和4年第5回立川市議会政治倫理審査会 会議概要

日時	令和4年8月5日（金）午後6時00分～午後9時00分
場所	立川市議会委員会室（立川市役所3階）
出席委員	9名（全員出席）
調査対象議員	中山 ひと美議員
調査請求者	代表者 永元 須摩子議員 他議員10名

1 条例違反の存否について

※条例抜粋

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

前回は時間が足りず、条例違反の存否について議論が尽くされていないため、会長が作成した報告書案の内容を踏まえて再度審議することとした。

・ 条例第3条第1号については、金品の授受、贈与税の不納付及び不倫の疑いが「不正の疑惑をもたれるおそれのある行為」に該当するため違反するという意見と「その職務に関し」とまでは言えず、条例に違反しないという意見があったが、採決の結果、賛成多数で違反すると認定した。

・ 条例第3条第2号については、条文前段には該当するが、後段には該当しないという意見や「地位を利用して」については、議員としての関わりから金品の授受があったとして、違反するという意見もあったが、採決の結果、反対多数で違反しないと認定した。

2 勧告の有無について

議会に対し、中山議員に対する措置を勧告するかどうかについて、審査会として条例に違反すると判断したならば勧告すべきという意見が多く、採決の結果、賛成多数で勧告することを決定した。

3 勧告の内容について

勧告の内容としては、事態を重く受け止めて議員の辞職を求める意見と今後反省する期待等から文書による厳重注意を求める意見に分かれ、採決の結果、文書による厳重注意を勧告することとした。

厳重注意の内容については、注意のみではなく、金品を授受しないことやA氏との付き合い方を改めることなど現状の是正を求める必要があるとの意見が複数あり、報告書の中で、行動の是正に繋がるような文言を盛り込むこととした。

4 報告書の内容について

報告書については、どこまで詳細に記載するかについては、様々な意見があったが、概ねの内容として報告書案（金品の授受や贈与税の不納付について事実と認定したこと、不倫関係について疑いが残るものの事実関係は認められなかったこと、条例第3条第1号には違反すると認定したこと、条例第3条第2号には違反しないとしたこと、中山議員に求めること、文書による厳重注意を勧告すること、審査の経過等が記載された内容）で同意が得られ、字句修正については会長及び副会長に一任することとした。